

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第12号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.8」を「100分の6.5」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万7,600円」を「2万9,400円」に改める。

第7条中「100分の1.6」を「100分の2.2」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「7,800円」を「1万800円」に改める。

第10条第1号中「6,000円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,400円」に改める。

第11条中「100分の1.2」を「100分の1.7」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「7,200円」を「1万200円」に改める。

第14条中「4,200円」を「4,800円」に改める。

第26条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「19,320円」を「20,580円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「7,560円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「5,040円」に改め、同号エ（イ）中「2,100円」を「2,520円」に改め、同号エ（ウ）中「3,150円」を「3,780円」に改め、同号オ中「5,040円」を「7,140円」に改め、同号カ中「2,940円」を「3,360円」に改め、同条第2号ア中「13,800円」を「14,700円」に改め、同号ウ中「3,900円」を「5,400円」に改め、同号エ（ア）中「3,000円」を「3,600円」に改め、同号エ（イ）中「1,500円」を「1,800円」に改め、同号エ（ウ）中「2,250円」を「2,700円」に改め、同号オ中「3,600円」を「5,100円」に改め、同号カ中「2,100円」を「2,400円」に改め、同条第3号ア中「5,520円」を「5,880円」に改め、同号ウ中「1,560円」を「2,160円」に改め、同号エ（ア）中「1,200円」を「1,440円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「720円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1,080円」に改め、同号オ中「1,440円」を「2,040円」に改め、同号カ中「840円」を「960円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。